

ＴＰＰに関する国会決議の実現を求める意見書

ＴＰＰは、食の安全・安心、ＩＳＤなど、国民生活に直結し、国家の主権を揺るがしかねない重大な問題を含むばかりでなく、農業に壊滅的な影響を与えると危惧されています。

本県農業においても、農畜産物の関税撤廃がされた場合、ＪＡグループの試算によると、米・果樹・野菜・牛肉・豚肉・生乳等を中心に１，０２９億円程度の生産減少が見込まれるなど、農家経営に甚大な影響を及ぼすことは必至であり、政府・与党が目指す農業・農村の所得増大や地方創生と逆行していると言わざるを得ません。

このような中、特に米や牛肉・豚肉などの重要品目も含めて譲歩も検討しているかのような報道がなされ、米価下落、生産資材の高騰などの中で、将来展望が描けないでいる農業者に、更なる不安と懸念が拡大しています。

政府はＴＰＰ交渉に際し、農林水産物の重要品目の取扱はもちろん、食の安全やＩＳＤ条項など、国民の「食」と「いのち」と「暮らし」に関わる事項を定めた衆参農林水産委員会決議を必ず実現して頂かなければなりません。

併せて、米国では、連邦議会議員に対する交渉文書の閲覧など、情報開示の取組が行われているとされており、我が国においても、幅広い国民的議論を行う観点から、「国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行う」とする衆参農林水産委員会決議を徹底するよう要請します。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出します。

平成２７年６月１７日
長野県南牧村議会

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
副総理・財務大臣	様
内閣府特命担当大臣 （経済財政対策担当）	様
外務大臣	様
農林水産大臣	様
経済産業大臣	様
内閣官房長官	様